

奈良市公報

第119号

令和6年5月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
4 3	30	奈良市公報号外第20号に掲載	スポーツ振興課
4 3	31	奈良市公報号外第20号に掲載	スポーツ振興課
4 10	32	奈良市公報号外第20号に掲載	人事課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 1	174	奈良市営住宅等随時入居者の募集	住宅課
4 1	175	指定公金事務取扱者の指定	長寿福祉課
4 1	176	指定管理者の指定	長寿福祉課
4 1	177	道路の位置指定	建築指導課
4 1	178	固定資産課税台帳に登録すべき令和6年度の固定資産の価格等の登録	資産税課
4 1	179	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消し	危機管理課
4 1	180	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理課
4 1	181	市道路線の廃止	土木管理課
4 1	182	市道路線の認定	土木管理課
4 1	183	道路の区域決定	土木管理課
4 1	184	道路の供用開始	土木管理課
4 1	185	指定納付受託者の指定	納税課
4 1	186	令和6年度一般廃棄物処理実施計画	廃棄物対策課
4 1	187	予防接種の実施	健康増進課
4 1	188	指定公金事務取扱者の指定	医療政策課
4 2	189	指定公金事務取扱者の指定	環境政策課
4 2	190	指定公金事務取扱者の指定	環境政策課
4 2	191	指定公金事務取扱者の指定	環境政策課
4 2	192	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
4 2	193	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
4 2	194	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課

4	2	195	指定公金事務取扱者の指定	保健衛生課
4	3	196	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	3	197	指定管理者の指定	地域づくり推進課
4	3	198	指定管理者の指定	スポーツ振興課
4	3	199	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定	介護福祉課
4	3	200	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
4	3	201	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
4	4	202	放置自転車等の保管	環境政策課
4	4	203	指定公金事務取扱者の指定	障がい福祉課
4	4	204	指定公金事務取扱者の指定	医療政策課
4	8	205	指定公金事務取扱者の指定	地域教育課
4	8	206	指定公金事務取扱者の指定	地域教育課
4	8	207	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	9	208	道路の区域変更	土木管理課
4	9	209	道路の供用開始	土木管理課
4	9	210	道路の供用廃止	土木管理課
4	10	211	道路の区域変更	土木管理課
4	10	212	道路の供用開始	土木管理課
4	10	213	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	10	214	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	10	215	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	10	216	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	11	217	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
4	12	218	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	12	219	住居番号の設定	市民課
4	15	220	道路の位置指定	建築指導課
4	15	221	令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
4	15	222	指定公金事務取扱者の指定	都祁行政センター地域振興課
4	15	223	指定公金事務取扱者の指定	都祁行政センター地域振興課
4	15	224	指定公金事務取扱者の指定	西部出張所総務課
監 査				
月	日	番号	件名	
4	12	6	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	

公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
4	1	5	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
4	1	6	奈良市公報号外第20号に掲載	送配水管理センター
4	1	7	奈良市公報号外第20号に掲載	経営企画課
4	1	8	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
4	1	9	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
4	1	19	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
4	1	20	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
4	1	21	奈良市公共下水道の事業認可及び変更図書の公衆縦覧	下水道事業課
4	1	22	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
4	1	23	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
4	1	24	指定公金事務取扱者の指定	企業総務課
4	1	25	奈良市公報号外第20号に掲載	経営企画課
4	8	26	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
4	8	27	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
消 防				
月	日	番号	件 名	主 管
4	1	1	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
4	9	11	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
4	4	4	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第174号

奈良市営住宅等随時募集の入居者を次のとおり募集する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込受付期間及び受付場所

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までの間。ただし、土日祝、令和6年12月29日(日)から令和7年1月3日(金)までを除く。

住宅課の窓口のみで受付する。

(2) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、住宅課窓口へ提出する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(3) 申込資格

市営住宅 一般向 (ア)から(イ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障害のある者(障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

c 精神障害のある者(障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで)

d 知的障害のある者(障害の程度がcに相当)

e 戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚車で引き揚げた日から5年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書(配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。)が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法(昭和26年法律第193号)や奈良市営住宅条例等に

違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。(住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。)

3 入居者の決定

(1) 先着順により入居予定者を決定する。

(2) 入居予定者に決定された者の提出書類

ア 住民票(市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの)

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族(婚姻予定者を含む。)が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要とする。

イ 所得に関する証明書(提出日の3箇月以内に発行されたもの。)

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書

所得額、扶養人数、控除額記載のもの。ただし、aが奈良市から発行される者は提出不要。

b 雇用契約書及び給与明細の写し

令和4年1月1日以降に就職又は転職した者についてはaのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出を求める場合がある。

c 退職証明書(勤務先発行)又は離職票

令和4年1月1日以降に退職した者についてはa、転職した者についてはa及びbのほか、退職証明書又は離職票の提出を求める場合がある。

d 収支明細書

令和4年1月1日以降に事業を始めた者についてはaのほか、収支明細書の提出を求める場合がある。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書(市町村発行)

ウ 個人番号提供書(該当者のみ)

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番(現住宅と一致すること)が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本(該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。)

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。(住民票上同一世帯の場合を除く。)

キ 同居承諾書(該当者のみ)

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。(様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。)

ク 各種控除に関する証明書(該当者のみ)

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書(該当者のみ)

婚姻予定者(募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者)は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等(該当者のみ)

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(3) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合、失格とする。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(4) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 西谷 忠雄	奈良市老人福祉センター使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和6年4月1日

委託をした日：令和6年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市告示第176号

奈良市老人福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1

奈良市東福祉センター

奈良市百楽園一丁目9番13号

奈良市西福祉センター

奈良市右京一丁目1番地の4

奈良市北福祉センター

奈良市南永井町45番地の1

奈良市南福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

会長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人福祉センター条例(昭和43年奈良市条例第47号)第2条の2に規定する事業の実施に関する事

と。

(2) 奈良市老人福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。

(3) 奈良市老人福祉センターの施設及び附属施設の維持管理に関する事。

(4) 施設等使用料の徴収に関する事。

(5) その他市長が定める事。

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市告示第177号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良県天理市田井庄町303-4-201号
申請者氏名	株式会社Anything 代表取締役 吉岡 雄
道路の位置	奈良市東九条町434番1の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小4.20m
道路の延長	22.70m
指定年月日	令和6年4月1日
指定番号	第R0506号

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市告示第178号

固定資産課税台帳に登録すべき令和6年度の固定資産の価格等の全てを登録したので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により公示する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市告示第179号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項及び第49条の7第2項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定緊急避難場所の指定の取消し

奈良県立朱雀高等学校

2 指定避難所の指定の取消し

奈良県立朱雀高等学校

3 指定の取消年月日

令和6年4月1日

(令和6年4月1日掲示済)

奈良市告示第180号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定緊急避難場所

奈良県立奈良商工高等学校

2 指定避難所

奈良県立奈良商工高等学校

3 指定年月日

令和6年4月1日

(令和6年4月1日掲示済)

奈良市告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次に掲げる市道の路線の供用を廃止する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m) 幅員 (m)
1	東部第182号線	奈良市邑地町2285番1地先から	奈良市邑地町2250番2地先まで	L=337.1 W=4.2~11.5
2	北部第561号線	奈良市桂木町313番地先から	奈良市桂木町318番1地先まで	L=89.2 W=0.9
3	中部第339号線	奈良市西ノ京町400番1地先から	奈良市西ノ京町402番1地先まで	L=68.6 W=2.5~4.6

(令和6年4月1日掲示済)

奈良市告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる路線を本市の市道路線に認定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	南部第732号線	奈良市東九条町503番1地先から	奈良市東九条町498番8地先まで	L=46.2 W=6.0~8.0
2	南部第733号線	奈良市大安寺六丁目771番13地先から	奈良市大安寺六丁目771番11地先まで	L=64.9 W=6.0~8.2
3	南部第734号線	奈良市大安寺六丁目774番1地先から	奈良市大安寺六丁目771番1地先まで	L=23.0 W=5.0
4	南部第735号線	奈良市杏町543番3地先から	奈良市杏町554番2地先まで	L=39.2 W=6.0~8.0
5	南部第736号線	奈良市古市町1392番6地先から	奈良市古市町1392番11地先まで	L=32.0 W=6.0~8.0
6	南部第737号線	奈良市東九条町1232番1地先から	奈良市杏町578番1地先まで	L=800 W=6.0
7	北部第827号線	奈良市法華寺町1359番4地先から	奈良市法華寺町1361番5地先まで	L=77.1 W=6.0~8.0
8	北部第828号線	奈良市法蓮町378番4地先から	奈良市法蓮町378番9地先まで	L=42.0 W=6.0~8.0
9	中部第339号線	奈良市西ノ京町400番1地先から	奈良市西ノ京町402番1地先まで	L=35.9 W=2.4~2.8
10	中部第1775号線	奈良市五条畑一丁目598番5地先から	奈良市五条畑一丁目610番34地先まで	L=68.3 W=6.0~8.0
11	中部第1776号線	奈良市あやめ池北一丁目1267番7地先から	奈良市あやめ池北一丁目1267番23地先まで	L=110.8 W=6.0~8.0
12	中部第1777号線	奈良市中山町143番5地先から	奈良市中山町143番11地先まで	L=39.5 W=6.0~8.0
13	中部第1778号線	奈良市あやめ池南八丁目900番123地先から	奈良市あやめ池南八丁目900番115地先まで	L=149.7 W=6.2
14	中部第1779号線	奈良市あやめ池南八丁目900番132地先から	奈良市あやめ池南八丁目900番124地先まで	L=75.6 W=4.9
15	中部第1780号線	奈良市敷島町一丁目1076番27地先から	奈良市敷島町一丁目1076番31地先まで	L=82.1 W=6.0~8.0
16	中部第1781号線	奈良市疋田町四丁目132番4地先から	奈良市疋田町四丁目141番141地先まで	L=291.9 W=6.0~8.0
17	中部第1782号線	奈良市疋田町四丁目141番37地先から	奈良市疋田町四丁目141番31地先まで	L=56.7 W=6.0~8.0
18	中部第1783号線	奈良市疋田町四丁目141番105地先から	奈良市疋田町四丁目141番99地先まで	L=68.5 W=6.0~8.0
19	中部第1784号線	奈良市疋田町四丁目141番50地先から	奈良市疋田町四丁目141番1地先まで	L=218.4 W=6.0~8.0
20	中部第1785号線	奈良市疋田町四丁目141番97地先から	奈良市疋田町四丁目141番72地先まで	L=214.8 W=6.0~8.0

21	中部第1786号線	奈良市疋田町四丁目141番85地先から	奈良市疋田町四丁目141番92地先まで	L=69.6 W=6.0~8.0
22	中部第1787号線	奈良市秋篠町579番1地先から	奈良市秋篠町471番16地先まで	L=69.0 W=4.0~8.0
23	西部第1517号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2838番18地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2838番9地先まで	L=93.7 W=6.0~8.0
24	西部第1518号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番37地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番36地先まで	L=95.9 W=6.0~8.0
25	西部第1519号線	奈良市富雄元町二丁目316番2地先から	奈良市富雄元町二丁目280番1地先まで	L=86.5 W=6.2~12.0

(令和6年4月1日掲示済)

奈良市告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	南部第732号線	奈良市東九条町503番1地先から	奈良市東九条町498番8地先まで	L=46.2 W=6.0~8.0
2	南部第733号線	奈良市大安寺六丁目771番13地先から	奈良市大安寺六丁目771番11地先まで	L=64.9 W=6.0~8.2
3	南部第734号線	奈良市大安寺六丁目774番1地先から	奈良市大安寺六丁目771番1地先まで	L=23.0 W=5.0
4	南部第735号線	奈良市杏町543番3地先から	奈良市杏町554番2地先まで	L=39.2 W=6.0~8.0
5	南部第736号線	奈良市古市町1392番6地先から	奈良市古市町1392番11地先まで	L=32.0 W=6.0~8.0
6	南部第737号線	奈良市東九条町1232番1地先から	奈良市杏町578番1地先まで	L=800 W=6.0
7	北部第827号線	奈良市法華寺町1359番4地先から	奈良市法華寺町1361番5地先まで	L=77.1 W=6.0~8.0
8	北部第828号線	奈良市法蓮町378番4地先から	奈良市法蓮町378番9地先まで	L=42.0 W=6.0~8.0
9	中部第339号線	奈良市西ノ京町400番1地先から	奈良市西ノ京町402番1地先まで	L=35.9 W=2.4~2.8
10	中部第1775号線	奈良市五条畑一丁目598番5地先から	奈良市五条畑一丁目610番34地先まで	L=68.3 W=6.0~8.0
11	中部第1776号線	奈良市あやめ池北一丁目1267番7地先から	奈良市あやめ池北一丁目1267番23地先まで	L=110.8 W=6.0~8.0
12	中部第1777号線	奈良市中山町143番5地先から	奈良市中山町143番11地先まで	L=39.5 W=6.0~8.0
13	中部第1778号線	奈良市あやめ池南八丁目900番123地先から	奈良市あやめ池南八丁目900番115地先まで	L=149.7 W=6.2

14	中部第1779号線	奈良市あやめ池南八丁目 900 番 132 地先から	奈良市あやめ池南八丁目 900 番 124 地先まで	L=75.6 W=4.9
15	中部第1780号線	奈良市敷島町一丁目 1076 番 27 地先から	奈良市敷島町一丁目 1076 番 31 地先まで	L=82.1 W=6.0~8.0
16	中部第1781号線	奈良市疋田町四丁目 132 番 4 地先から	奈良市疋田町四丁目 141 番 141 地先まで	L=291.9 W=6.0~8.0
17	中部第1782号線	奈良市疋田町四丁目 141 番 37 地先から	奈良市疋田町四丁目 141 番 31 地先まで	L=56.7 W=6.0~8.0
18	中部第1783号線	奈良市疋田町四丁目 141 番 105 地先から	奈良市疋田町四丁目 141 番 99 地先まで	L=68.5 W=6.0~8.0
19	中部第1784号線	奈良市疋田町四丁目 141 番 50 地先から	奈良市疋田町四丁目 141 番 1 地先まで	L=218.4 W=6.0~8.0
20	中部第1785号線	奈良市疋田町四丁目 141 番 97 地先から	奈良市疋田町四丁目 141 番 72 地先まで	L=214.8 W=6.0~8.0
21	中部第1786号線	奈良市疋田町四丁目 141 番 85 地先から	奈良市疋田町四丁目 141 番 92 地先まで	L=69.6 W=6.0~8.0
22	中部第1787号線	奈良市秋篠町 579 番 1 地先から	奈良市秋篠町 471 番 16 地先まで	L=69.0 W=4.0~8.0
23	西部第1517号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 18 地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2838 番 9 地先まで	L=93.7 W=6.0~8.0
24	西部第1518号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2830 番 37 地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2830 番 36 地先まで	L=95.9 W=6.0~8.0
25	西部第1519号線	奈良市富雄元町二丁目 316 番 2 地先から	奈良市富雄元町二丁目 280 番 1 地先まで	L=86.5 W=6.2~12.0

(令和6年4月1日掲示済)

奈良市告示第184号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	南部第732号線	奈良市東九条町 503 番 1 地先から	奈良市東九条町 498 番 8 地先まで	L=46.2 W=6.0~8.0
2	南部第733号線	奈良市大安寺六丁目 771 番 13 地先から	奈良市大安寺六丁目 771 番 11 地先まで	L=64.9 W=6.0~8.2
3	南部第734号線	奈良市大安寺六丁目 774 番 1 地先から	奈良市大安寺六丁目 771 番 1 地先まで	L=23.0 W=5.0
4	南部第735号線	奈良市杏町 543 番 3 地先から	奈良市杏町 554 番 2 地先まで	L=39.2 W=6.0~8.0
5	南部第736号線	奈良市古市町 1392 番 6 地先から	奈良市古市町 1392 番 11 地先まで	L=32.0 W=6.0~8.0
6	北部第827号線	奈良市法華寺町 1359 番 4 地先から	奈良市法華寺町 1361 番 5 地先まで	L=77.1 W=6.0~8.0

7	北部第828号線	奈良市法蓮町378番4地先から	奈良市法蓮町378番9地先まで	L=42.0 W=6.0~8.0
8	中部第339号線	奈良市西ノ京町400番1地先から	奈良市西ノ京町402番1地先まで	L=35.9 W=2.4~2.8
9	中部第1775号線	奈良市五条畑一丁目598番5地先から	奈良市五条畑一丁目610番34地先まで	L=68.3 W=6.0~8.0
10	中部第1776号線	奈良市あやめ池北一丁目1267番7地先から	奈良市あやめ池北一丁目1267番23地先まで	L=110.8 W=6.0~8.0
11	中部第1777号線	奈良市中山町143番5地先から	奈良市中山町143番11地先まで	L=39.5 W=6.0~8.0
12	中部第1778号線	奈良市あやめ池南八丁目900番123地先から	奈良市あやめ池南八丁目900番115地先まで	L=149.7 W=6.2
13	中部第1779号線	奈良市あやめ池南八丁目900番132地先から	奈良市あやめ池南八丁目900番124地先まで	L=75.6 W=4.9
14	中部第1780号線	奈良市敷島町一丁目1076番27地先から	奈良市敷島町一丁目1076番31地先まで	L=82.1 W=6.0~8.0
15	中部第1781号線	奈良市疋田町四丁目132番4地先から	奈良市疋田町四丁目141番141地先まで	L=291.9 W=6.0~8.0
16	中部第1782号線	奈良市疋田町四丁目141番37地先から	奈良市疋田町四丁目141番31地先まで	L=56.7 W=6.0~8.0
17	中部第1783号線	奈良市疋田町四丁目141番105地先から	奈良市疋田町四丁目141番99地先まで	L=68.5 W=6.0~8.0
18	中部第1784号線	奈良市疋田町四丁目141番50地先から	奈良市疋田町四丁目141番1地先まで	L=218.4 W=6.0~8.0
19	中部第1785号線	奈良市疋田町四丁目141番97地先から	奈良市疋田町四丁目141番72地先まで	L=214.8 W=6.0~8.0
20	中部第1786号線	奈良市疋田町四丁目141番85地先から	奈良市疋田町四丁目141番92地先まで	L=69.6 W=6.0~8.0
21	中部第1787号線	奈良市秋篠町579番1地先から	奈良市秋篠町471番16地先まで	L=69.0 W=4.0~8.0
22	西部第1517号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2838番18地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2838番9地先まで	L=93.7 W=6.0~8.0
23	西部第1518号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番37地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番36地先まで	L=95.9 W=6.0~8.0
24	西部第1519号線	奈良市富雄元町二丁目316番2地先から	奈良市富雄元町二丁目280番1地先まで	L=86.5 W=6.2~12.0

(令和6年4月1日掲示済)

奈良市告示第185号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
---------	--------------------

東京都品川区上大崎三丁目1番1号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7 南都ディーシーカード株式会社 代表取締役 東川 晃三	
東京都港区南青山五丁目1番22号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階 株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也	
東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎	
東京都渋谷区道玄坂1-2-3 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役社長 相浦 一成	
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 株式会社DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役 篠 寛	
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階 株式会社 JR 東日本ネットステーション 代表取締役社長 大友 信介	
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役 藤田 健二	
東京都品川区大崎一丁目11-2 アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久	
福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地 株式会社DMC aizu 代表取締役社長 遠藤 昭二	

2 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定をした日

令和6年4月1日

(令和6年4月1日揭示済)

奈良市告示第186号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和6年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和6年4月1日

奈良市長 仲川元庸

令和6年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	14
(6) 最終処分計画	21
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	22
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	22
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	23
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	23
(4) 収集運搬計画	23
(5) 中間処理計画	24

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和6年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）で定める令和13年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ごみ搬入量を約1/5減量
- 焼却処理量を約1/5減量
- 最終処分量を約1/5減量

(2) 進捗状況

	基準年度 令和元年度 (実績)	直近年度		本計画 令和6年度 (推計値)	中間目標 令和8年度 (目標値)	最終目標 令和13年度 (目標値)	
		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)				
人口	355,529人	350,318人	348,400人	346,400人	338,538人	325,265人	
ごみ搬入量	89,771t	82,315t	81,276t	78,450t	73,256t	69,773t	
令和元年度比	100%	92%	91%	87%	82%	78%	
1人1日当たり	690g	644g	637g	620g	593g	586g	
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	56,313t	52,331t	51,147t	48,411t	45,142t	43,254t
	令和元年度比	100%	93%	91%	86%	80%	77%
	1人1日当たり	433g	409g	401g	383g	365g	363g
	事業系ごみ	33,458t	29,984t	30,129t	30,039t	28,114t	26,519t
	令和元年度比	100%	90%	90%	90%	84%	79%
	1人1日当たり	257g	234g	236g	238g	228g	223g
焼却処理量	83,839t	78,342t	77,136t	74,354t	68,170t	64,979t	
令和元年度比	100%	93%	92%	89%	81%	78%	
1人1日当たり	644g	613g	607g	588g	552g	546g	
最終処分量	14,696t	12,745t	12,382t	11,675t	12,453t	11,812t	
令和元年度比	100%	87%	84%	79%	85%	80%	
1人1日当たり	113g	100g	97g	92g	101g	99g	
再生利用率	21%	21%	21%	21%	24%	24%	

※令和元年度及び令和4年度の人口は、それぞれの年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)。

※令和4年度実績においては、令和元年度と比較して、全体のごみ搬入量が8%(家庭系ごみが7%、事業系ごみが10%)、焼却量が7%、最終処分量が13%減少している。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収 (直営・委託)	破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収 (直営・委託)	破碎後、破碎可燃物、破碎スクラップ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却 (直営)	破碎スクラップは再生利用 (有価物として売却) その他不燃物は埋立 (直営)
大型ごみ 重量物または45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (直営)	草木類は再生利用 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) 電池類は拠点回収も実施 (直営)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週1回収 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月1回収 (委託)	選別し、保管 (委託)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月1回収 (委託)	選別し、圧縮 (委託)	再生利用 (有価物として売却)
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4	又は	保管 (直営)	再生利用
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	(有価物として売却)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	環境清美センターで拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
陶磁器製・ガラス製食器類 リユースできない陶磁器製及びガラス製食器類	公共施設で拠点回収 イベント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食等の残さ	随時収集 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

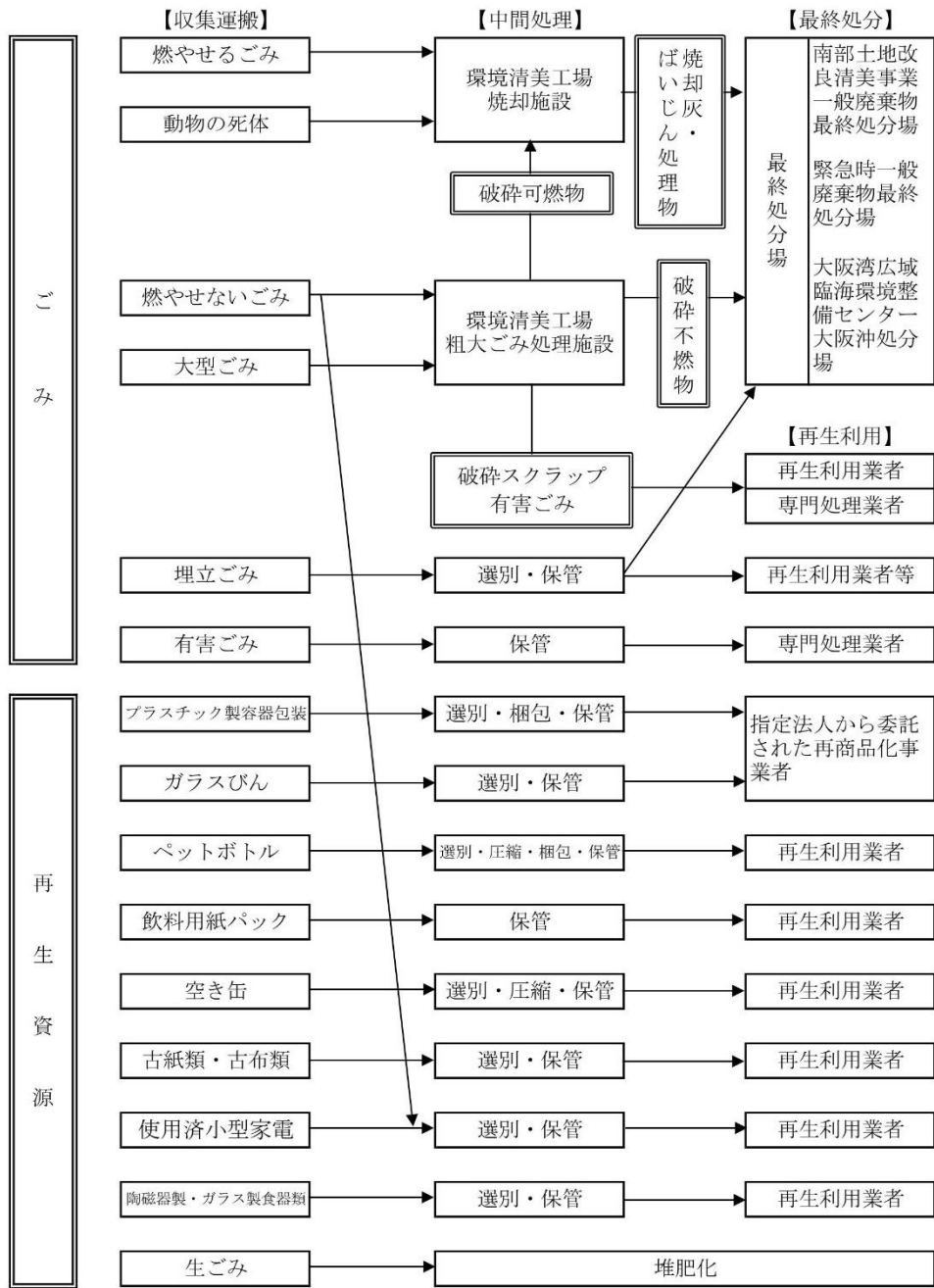
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ごみ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。
 ※注 使用済小型家電については、ボックス回収分及び市民が環境清美センターへ自己搬入したもののうち該当物を別途回収したものに限り。
 ※注 陶磁器製・ガラス製食器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限り。
 ※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さに限り。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和6年3月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	35
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

(4) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(6) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
3Rの推進	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材について継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	Echanges	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	陶磁器製・ガラス製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器製・ガラス製食器類のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源・電池類の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッジ、電池類の拠点回収を実施する。（施設により回収品目は異なる。）
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。	
使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。	

区分	取組	具体的な内容
3Rの推進	小型家電コンテナ回収	これまで不燃ごみとして処理されていた家電製品を環境清美工場にて別途回収して事業者へ引渡し、再資源化を行う。
	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。
	剪定枝木粉碎機を利用した剪定枝木活用	市が用意した剪定枝をチップ化する「剪定枝粉碎機」を市民自らが使用し、家庭等で発生した剪定枝チップの活用を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量啓発に資する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製造する。製造した肥料は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器等購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。また、事業所で発生する生ごみの減量を促進するため、業務用生ごみ処理機導入費用を助成する。
	給食残渣や草木類の堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類から生産した堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
プラスチックごみの処理	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和4年4月）に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
食品ロス削減	食品ロス削減キャラバン	テーマを「食品ロス削減」に特化した出前講座を実施する。主に市内小学校をターゲットにしており、その他公民館等の成人向けにも開催する。
	てまえどり運動の推進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスター、啓発音源を作製し、協力事業者へ提供する。
	フードバンク事業への協力と同事業の周知・啓発	安全に食べられるにもかかわらず、流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、必要としている方々に無償で提供するフードバンク活動を行う団体に協力するとともに、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
紙ごみの削減	「雑がみ」リサイクルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。

区分	取組	具体的な内容
多様な主体の 参画・連携	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
適正処理の推 進	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の分 け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプ リ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ス テッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見 直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者 に対する許可基準及 び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出 禁止物の適正な排出 先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方 に関するルールの一 徹	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの一徹を図る。
	違法な野外焼却や不 法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運転管理の継 続と運転データ等の 公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減に よる既存最終処分場 の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
新クリーンセン ター建設	ごみ焼却施設の移転	建設候補地の地権者及び周辺住民の理解を得て、新クリーンセンターの建設計画を進めていく。
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画の見直しを令和3年度に行い、新たな計画を策定した。今後は、計画推進に向けた庁内体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量 (令和6年度推計値)

種類	市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計	
家庭系	燃やせるごみ	38,021 t	-	1,839 t	39,860 t
	燃やせないごみ	2,353 t	-	2,598 t	4,951 t
	大型ごみ	2,357 t	-	-	2,357 t
	埋立ごみ	1,188 t	-	-	1,188 t
	有害ごみ	55 t	-	-	55 t
	再生資源	6,317 t	-	369 t	6,686 t
	小計	50,291 t	-	4,806 t	55,097 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	28,769 t	1,044 t	29,813 t
	燃やせないごみ	0 t	226 t	0 t	226 t
	生ごみ	143 t	-	-	143 t
	小計	143 t	28,995 t	1,044 t	30,182 t
合計	50,434 t	28,995 t	5,850 t	85,279 t	
動物の死体	1,350 体	-	-	1,350 体	

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) ごみ収集基地

名称	環境清美センター事務厚生棟
所在地	奈良市左京五丁目2番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名称	廃棄物対策課リサイクル分室
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収集区域	奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

名 称	株式会社武田環境
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。（電池類は拠点回収も実施）	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、450以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
陶磁器製・ガラス製食器類	公共施設で拠点回収、又はイベント回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出、又はイベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さに限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式、プラズマ式及び有機EL式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,402 t
	ガラスびん	1,694 t
	ペットボトル	500 t
	飲料用紙パック	69 t
	空き缶	454 t
	古紙類・古布類	313 t
	使用済小型家電	234 t
	陶磁器製及びガラス食器類	20 t
	生ごみ	143 t
	小計	6,829 t
破砕スクラップ回収		980 t
有害ごみ回収		55 t
草木(剪定・枝木)チップ化等再生利用		900 t
集団資源回収		14,490 t
合計		23,254 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残さを含む)、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	69,673 t
	破碎可燃物	4,681 t
	合計	74,354 t
	動物の死体	1,350 体
残 さ 量	焼却灰	6,448 t
	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰(非鉄)	2,000 t
	合計	9,748 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業(第二工区)一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場 焼却灰(非鉄)：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	

b 破砕処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	4,943 t
	大型ごみ	2,357 t
	有害ごみ	55 t
	合計	7,355 t
残 さ 量	破砕可燃物	4,681 t
	破砕不燃物	1,639 t
	破砕スクラップ	980 t
	有害ごみ	55 t
	合計	7,355 t
処 分 先	破砕可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破砕不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破砕スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破砕ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別保管施設

名 称	草木類選別保管施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別・保管	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量 ※ 注	900 t	
処 分 先	草木類：再生利用業者等 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社	
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処 理 量	55 t	

c プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	3,402 t
	選別残さ	798 t
	合計	4,200 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

d ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48 m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん（無色）	859 t
	ガラスびん（茶色）	384 t
	ガラスびん（その他の色）	451 t
	合計	1,694 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

e ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包	
処 理 能 力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	500 t	
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	710 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処 理 量	500 t
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設

g 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理 量 ※注	69 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

h 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ	
処 理 量 ※注	アルミ缶	224 t
	スチール缶	230 t
	合計	454 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	224 t
	スチール缶	230 t
	合計	454 t
処 分 先	再生利用業者	

j 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	23 t
	雑誌	132 t
	ダンボール	98 t
	古布類	59 t
	合計	313 t
処 分 先	再生利用業者	

k 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	234 t	

l 陶磁器製・ガラス製食器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破碎処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	陶磁器製及びガラス製食器類	
処 理 量	20 t	

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2.0t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	4.54t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	1.0t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積	82,920m ²	
埋立面積	58,100m ²	
埋立容量	747,900m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	6,448 t
	破碎不燃物	1,639 t
	合計	8,087 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他	
敷地面積	46,611m ²	
埋立面積	27,400m ²	
埋立容量	264,403m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類	
処分量	288 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000m ³	
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)	
処分量	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰(非鉄)	2,000 t
	合計	3,300 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	